

相談支援と経済支援で出産・子育てを支援します

尾道市出産・子育て応援事業

健康推進課 ☎0848-24-1960



▲市HP

国の進める「出産・子育て応援交付金」が、令和4年度第2次補正予算で創設されました。この制度は、「伴走型相談支援」と「出産・子育て応援ギフト（経済支援）」の二本柱から成ります。

尾道市では、「尾道市出産・子育て応援事業」として、経済支援では、妊娠届出時に「ぽかぽかプレママ応援ギフト（5万円）」と出生届出後に「ぽかぽかはぐくみ応援ギフト（5万円）」の給付を行います。また、面談を実施し、妊娠が分かった時から出産後の育児までをサポートします。

●支給する出産・子育て応援ギフト

- ① ぽかぽかプレママ応援ギフト：妊婦1人につき 5万円
- ② ぽかぽかはぐくみ応援ギフト：対象児1人につき 5万円

※対象の(1)(2)の人は、妊娠届出時または赤ちゃん訪問時に面談を受けることを条件に申請できます。

●対象者 申請時点で尾道市の住民基本台帳に登録があり、次の(1)～(4)いずれかに該当する人

対象者	対象ギフト	申込方法	締切
(1) 令和5年2月1日以降妊娠届出書を提出した妊婦	①	妊娠届出時に窓口で渡す申請書を、郵送か窓口へ提出	妊娠届出書を提出した月を含む3カ月後の月末
(2) 令和5年2月1日以降出生した子の養育者	②	赤ちゃん訪問日の決定後に送付する申請書を、郵送か窓口へ提出	出生後4カ月以内
(3) 令和4年4月1日から令和5年1月31日までに妊娠届出書を提出した妊婦	①	自宅へ送付している申請書に記入し、郵送か窓口へ提出 ※まだ届いていない場合は健康推進課へお問い合わせください。	4月28日(金)
(4) 令和4年4月1日から令和5年1月31日までに出生した子の養育者	① ②	※(4)の人は、①②の2種類を記入する必要があります。	

※すでに他の自治体で同等の応援ギフトの支給を受けた人は対象外です。

国保・介護・後期

新型コロナに関する減免申請期限は3月31日までです

主たる生計維持者が次の①か②の要件を満たす場合

- ① 死亡または重篤な傷病を負った世帯
- ② 収入の減少(次のアからウすべてに該当すること)

ア 主たる生計維持者の令和4年中の事業収入等(事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入)のいずれかの減少額(給付金等を控除した額)が令和3年中の当該事業収入等の額の10分の3以上の場合

イ 減少が見込まれる事業収入等などに係る所得以外の令和3年中の所得の合計額が400万円以下であること。

ウ 国民健康保険料や後期高齢者医療保険料の減免は、令和3年中の合計所得金額が1,000万円以下であること。

※非自発的失業者に該当する場合の国民健康保険料、コロナウイルスの影響ではない転職や退職による収入の減少の場合、主たる生計維持者の減少する事業収入等に係る令和3年中の所得が0円の場合などは減免対象となりません。

※3月31日(金)必着

■減免申請書類に記入し、郵送(様式は市HPか電話で郵送依頼)

※詳しくは広報おのみち令和4年7月号やHPをご覧ください。

■市民税課 ☎0848-38-9145

新型コロナウイルス ワクチン接種のお知らせ



(2月28日現在) ※最新情報は市HPをご覧ください。

▲市HP

令和5年4月以降の新型コロナワクチン接種について

2月28日現在、自己負担なく接種を受けられる臨時接種期間は、令和5年3月31日までとなっていますが、4月1日以降の接種のあり方について、国は3月上旬に結論を出すとしています。

4月1日以降の接種について、具体的な対象者などの詳細は、決まり次第、市HPや公式LINE等で随時お知らせします。



これから新型コロナワクチンの接種を希望する人へ

令和5年3月1日～31日の間に接種可能になる人には、3月上旬に接種券を発送しました。接種を希望する人は、接種可能日を確認し、早めに3月中の予約をお願いします。

接種券が届いている人

予約先

● 集団接種(因島総合病院を含む)

専用の予約サイト(右の二次元コード)か、尾道市コールセンター(☎0570-001-297)で予約をしてください。

集団接種は3月26日(日)総合福祉センターが最後となります。(予定)

● 個別接種(各医療機関)

接種を希望する医療機関で直接予約をしてください。

各医療機関での接種の実施状況について、最新情報は市HPでご確認ください。



▲集団接種用予約サイト

接種券が届いていない人

接種済のワクチンの種類や回数に応じて、年齢や接種間隔の条件は異なります。

詳細は市HPで確認いただくか、尾道市コールセンター(☎0570-001-297)へお問い合わせください。

接種対象なのに接種券が届いていない人 接種を希望する場合、健康推進課までお問い合わせください。

転入時に申請をしていない等、何らかの理由で接種券が発行されていない可能性があります。

3月末時点で接種の対象となることをご確認のうえ、健康推進課(☎0848-24-1961)までご連絡ください。

3月末時点で接種の対象とならない人(※)には、接種券を発行できませんのでご注意ください。

《※次に該当する人は3月末までの接種対象となりません》

- すでにオミクロン株対応ワクチンを接種した人
- 3月末時点で、接種可能な年齢に到達していない人
- 3月末時点で、前回接種からの間隔が規定の期間に到達していない人 など

予防接種健康被害救済制度について

予防接種によって健康被害を生じ、医療機関で治療が必要になったり、障害が残ったりした場合には、予防接種法に基づく救済が受けられます。詳細は、健康推進課(☎0848-24-1961)へお問い合わせください。

問い合わせ先

● 接種の予約・ワクチンについて一般的なこと など

尾道市新型コロナウイルスワクチン接種コールセンター
☎0570-001-297/土・日・祝日を含む 8:30～17:15

● 副反応やワクチンについて専門的なことや一般的なこと など

広島県新型コロナウイルスワクチン接種コールセンター
☎082-513-2847/土・日・祝日を含む 24時間対応

※聴覚障害等で電話やWEBでの相談、予約が難しい人は尾道市健康推進課までFAXにてご相談ください。
(FAX)0848-24-1966

